

長野県木曽地域 基本計画

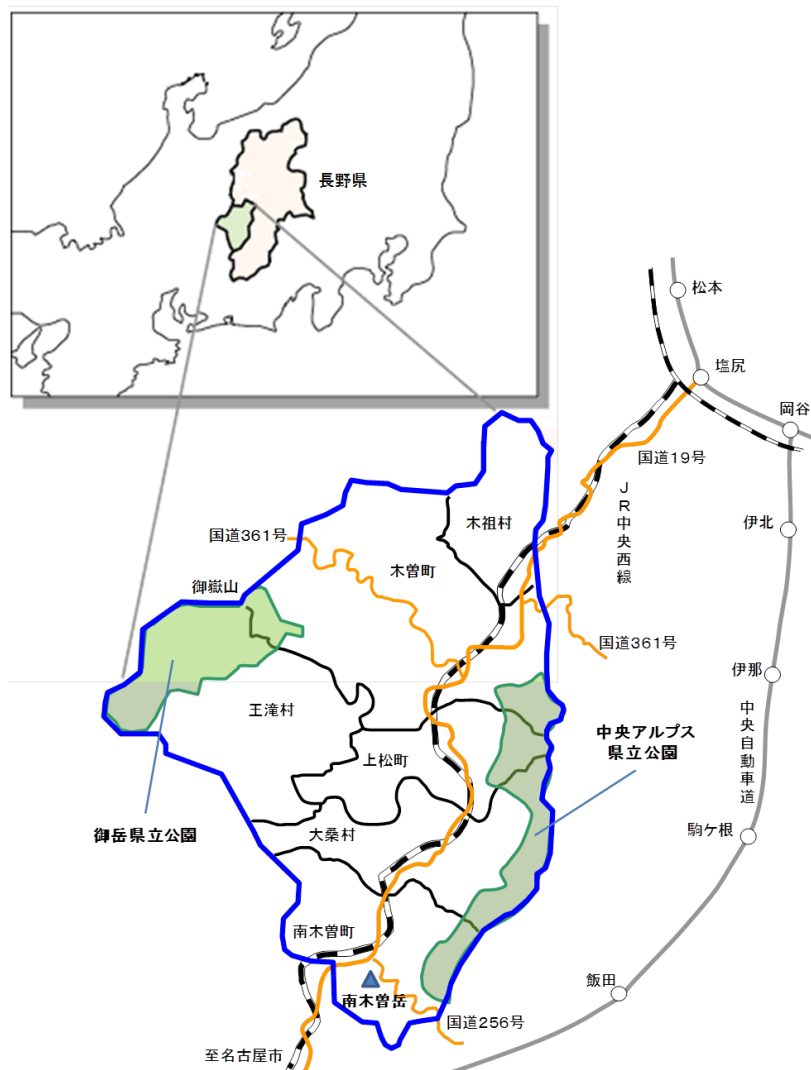
1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

（１）促進区域

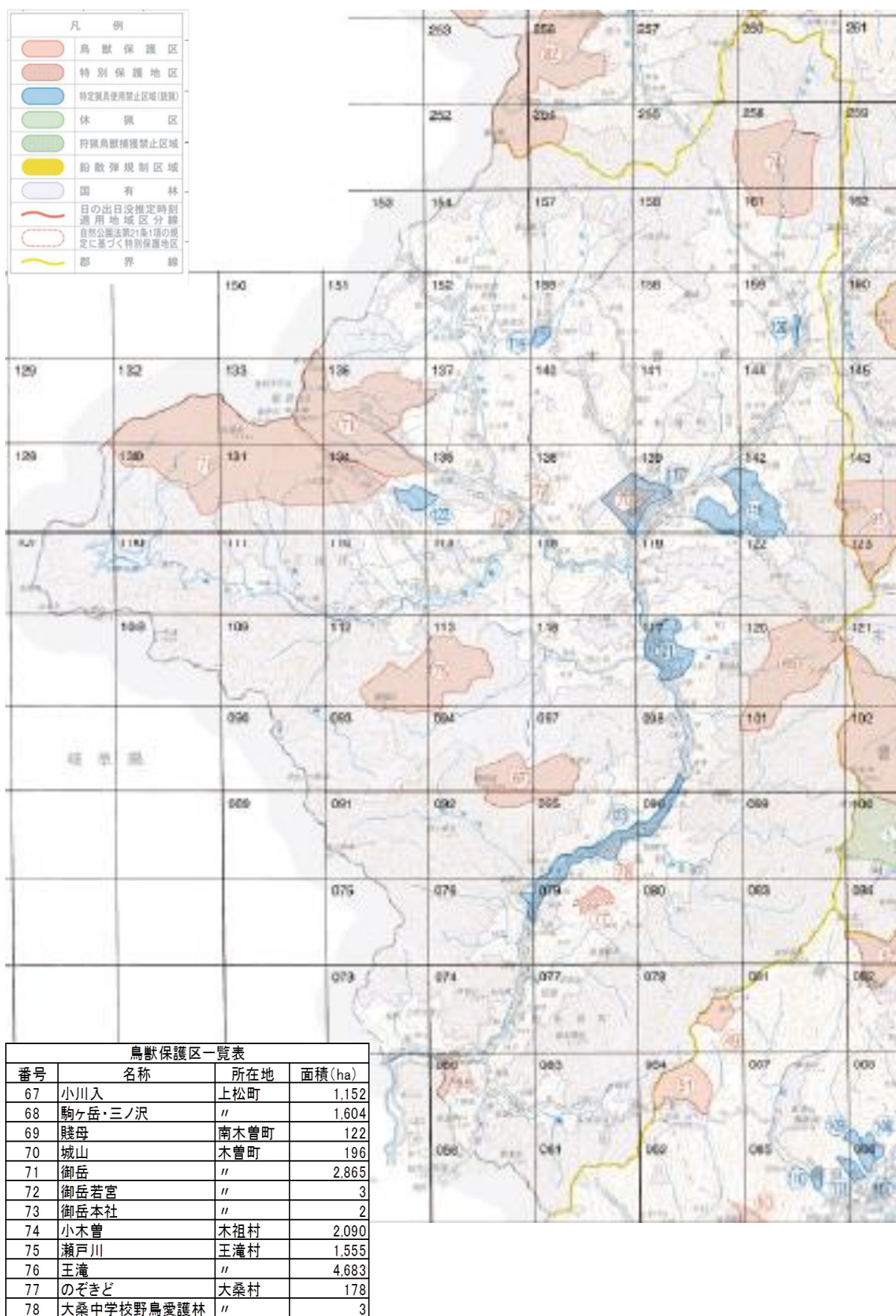
設定する区域は、平成29年11月17日現在における長野県木曽地域の上松町、南木曽町、木曽町、木祖村、王滝村、大桑村を含む行政区域とする。概ねの面積は、15万5,000ha程度である。

本区域は、御岳県立公園と中央アルプス県立公園の県立自然公園、南木曽岳の県自然環境保全地域、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落を含むため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

なお、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区、自然公園法に規定する国立公園及び国定公園、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等は、本区域には存在しない。

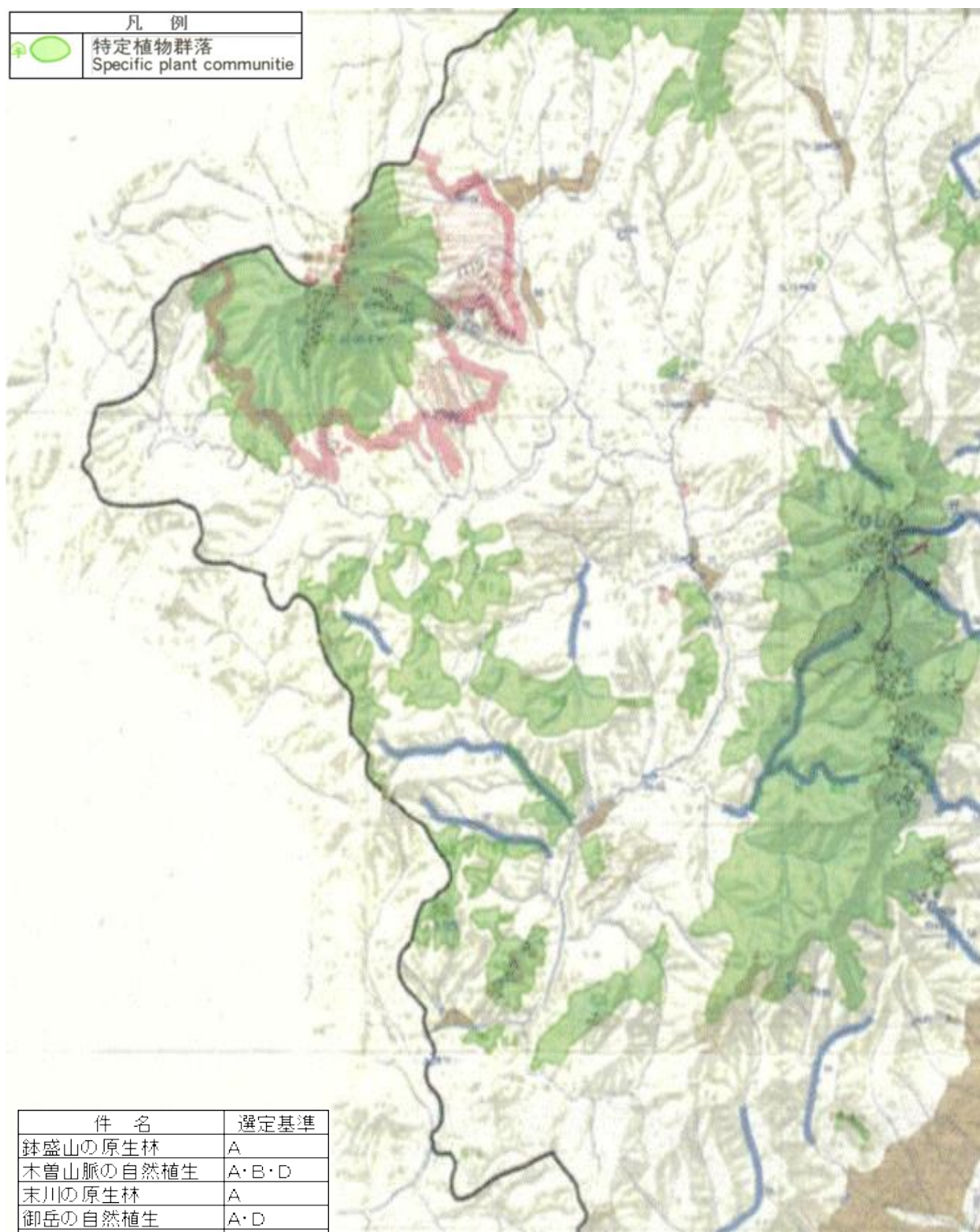


「長野県鳥獣保護区等位置図」



「環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落」

凡 例	
	特定植物群落 Specific plant communities



件 名	選定基準
鉢盛山の原生林	A
木曽山脈の自然植生	A・B・D
末川の原生林	A
御岳の自然植生	A・D
城山の針葉樹林	A
赤沢のヒノキ林	A
うぐい川のヒノキ林	A・D
田立のヒノキ林	A
南木曽岳のヒノキ林	A
賤母山の原生林	A
山吹山のケヤキ林	A
油木ヒノキ林	A

(2) 地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

本区域は、長野県の西南部に位置し、西部の御嶽山系と東部の中央アルプスにはさまれた南北約 60km、東西約 50km の地域で、木曽谷と御岳山麓地域の高原地域により構成された 3 町 3 村からなっている。

標高差は 2,500m を超え、高原地域を除き地形は総じて急峻で平坦地は少なく、木曽川等の本支流に沿って集落が点在している。面積は 1,546.15k m²で、県土の 11.4%を占め、93.4%が森林に覆われており、そのうち 6 割は国有林で占められている。

本区域は、東京圏から約 200km、名古屋圏から約 100km、関西圏から約 250km に位置し、木曽川に沿って地域の中央を南北に縦貫している国道 19 号と JR 中央本線が交通の基幹をなしている。平成 18 年に長野県伊那市から岐阜県高山市までを結ぶ国道 361 号「伊那木曽連絡道路」が開通し、現在、国道 19 号の迂回路の役割を担う「木曽川右岸道路」の整備が進められている。また、2027 年には、リニア中央新幹線の新駅が、本区域の南木曽町に隣接する長野県飯田市と岐阜県中津川市に開業を予定しており、関東圏や中京圏への移動時間が大幅に短縮される予定である。

産業部門別就業者の構成は、第一次産業 8.3%、第二次産業 29.5%、第三次産業 62.2%（平成 27 年国勢調査）で、県平均とほぼ同様となっているが、第一次産業における林業、第三次産業における宿泊・飲食サービス業の従事者割合が多いことが特徴である。

製造業は、古くから木材産業を中心に発展し、現在も事業所数は、木材・木製品、家具・装備品製造業が最も多く全体の 3 割を占めている。製造品出荷額等は、輸送用機械器具製造業が全体の 3 分の 2 を占め、自動車産業等を中心とした加工組立産業が集積している。加えて、自然環境を活かして多種多様な農林水産物が生産され、それらを活用した食料品・飲料製造が盛んであり、事業所数は製造業全体の 2 割を占めている。

観光では、御嶽山をはじめとする豊かな森林と清冽な河川などの自然、妻籠宿をはじめとする中山道の宿場町など歴史的・文化的資源に恵まれ、年間約 221 万人の観光客が訪れている。また、町並み保存、森林浴など全国に先駆けて取り組んできた実績を有する。

人口は、平成 29 年 4 月 1 日現在 27,339 人（毎月人口異動調査による推計）で、県人口の 1.3%を占め、昭和 35 年（59,598 人）以降減少を続けている。また、65 歳以上の人口比率は、平成 29 年 4 月 1 日現在 40.7%であり、過疎化に加え高齢化が進行している。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

本区域は、全産業の付加価値額の 4 割近くを製造業が占めており、自動車関連向けの輸送用機械器具や電子部品・デバイス関連の製造を行っている企業、高い加工組立技術を有する企業が集積していることから、先進的で成長性の高い分野への参入を後押しする。また、ICT 関連企業との連携により、IoT や AI、ビッグデータを活用した事業の地域展開を推進する。

本地域では、豊富な自然環境のもと多種多様な農林水産物が生産されており、それらを活用し

た特色ある地域の加工食品が製造されている。また、長い歴史と文化によって育まれてきた多数の伝統工芸品が製造されている。これらの農林水産物・加工食品、伝統工芸品等の地域資源を活かして、農林業・商工業・観光が連携し、地域資源の新たな活用や特産品の開発等を推進することとで、競争力のある地域産業の創出を目指す。

観光面では、観光形態の多様化や観光ニーズの変化、訪日外国人観光客の増加に対応した滞在型の観光地域づくりや観光ガイド等のインバウンド対応などの取組を推進するとともに、農林業・商工業との連携を図り、地域経済への波及効果を促進する。

また、豊富な森林資源や水資源を活用して、木質バイオマスエネルギーや小水力発電等の再生可能エネルギーの利活用を進め、循環型社会の形成を推進するとともに、農林業の振興と地域での新たな雇用の創出を図る。

近年、建築や日常生活において木材に対する需要が高まっていることから、地域で生産される木材の利用促進を図るため、販路開拓を推進する。

さらに、ヘルスケア・教育の分野で、豊富な森林などの自然環境を活用した森林セラピーやヘルスツーリズム、自然体験教育などのサービスで地域の付加価値を高め、地域経済への波及効果を促進する。

（２）経済的効果の目標

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値創出額	—	300百万円	—

（算定根拠）

促進区域の全産業付加価値額（311億円）の約１％（内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」が示す中長期的な潜在成長率である0.8％を上回る成長率として設定）にあたる３億円の増額を目標値とする。

これは、平成24年経済センサス活動調査による本県の１事業所当たりの付加価値額（3,685万円）が全国平均（5,324万円）を下回っていることから、その平均値に近づけ、さらに上回るためには、全国の成長率を上回る目標設定が必要と考え、設定したものである。

また、これは促進区域内の製造業の付加価値額（120億円）の2.5％に当たるなど地域経済に対するインパクトが大きい。

３ 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本基本計画において、地域経済牽引事業とは以下の（１）～（３）の要件を全て満たす事業をいう。

（１）地域の特性の活用

「５ 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性の活用戦略に沿った事業であること。

（２）高い付加価値の創出

事業計画期間を通じた地域経済事業による付加価値増加分が 3,685 万円（長野県の 1 事業所あたり平均付加価値額（経済センサスー活動調査（平成 24 年））を上回ること。

（３）地域の事業者に対する相当の経済的効果

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ①促進区域に所在する事業者間での取引額が開始年度比で 6 % 増加すること
- ②促進区域に所在する事業者の売上げが開始年度比で 6 % 増加すること
- ③促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で 10 % 増加すること

なお、（２）、（３）については、地域経済牽引事業計画の計画期間が 5 年の場合を想定しており、それよりも計画期間が短い場合は、計画期間で按分した値とする。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

（１）重点促進区域

重点促進区域は、以下の大字及び字の区域とする。

なお、本促進区域に存在する自然公園法に規定する県立自然公園、自然環境保全法に規定する県自然環境保全地域、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落は、本重点促進区域には存在しない。

また、農用地区域、市街化調整区域、遊休地は存在しない。

【重点促進区域 1：地図上の位置 A】 大桑村大字殿

（概況及び公共施設等の整備状況）

本区域の概ねの面積は、9 ha 程度であり、4 社の企業が立地している工業団地である。

また、国道 19 号から約 1 km と良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

（関連計画における記載等）

大桑村国土利用計画の記載：

第 5 次大桑村総合計画では、土地利用の方針として、次のように記載している。

- ・土地は、将来にわたって限られた資源であるとともに、住民生活や産業活動等の共通の基盤となるものであり、その利用のあり方は、村の発展や住民生活の向上と深いかわりを持ちます。
- ・めざす将来像の実現に向け、合理的、計画的な村づくりが進められるよう、土地利用にかかわる基本的な考え方を次のように定めます。

◆森林

森林については、将来にわたって適正に管理され、水源のかん養や山地災害の防止、生活環境の保全などの森林の持つ多面的機能が持続的に発揮されるよう、計画的な森林整備を促進します。

◆農用地

田畑を中心とする農用地については、整備された優良農地の保全及び有効利用を進めて遊休・荒廃を防止し、生産性の高い農用地として長期的に活用します。

農用地区域外の農用地については、周辺環境に配慮しつつ、住民の土地需要の動向に応じた有効活用を図ります。

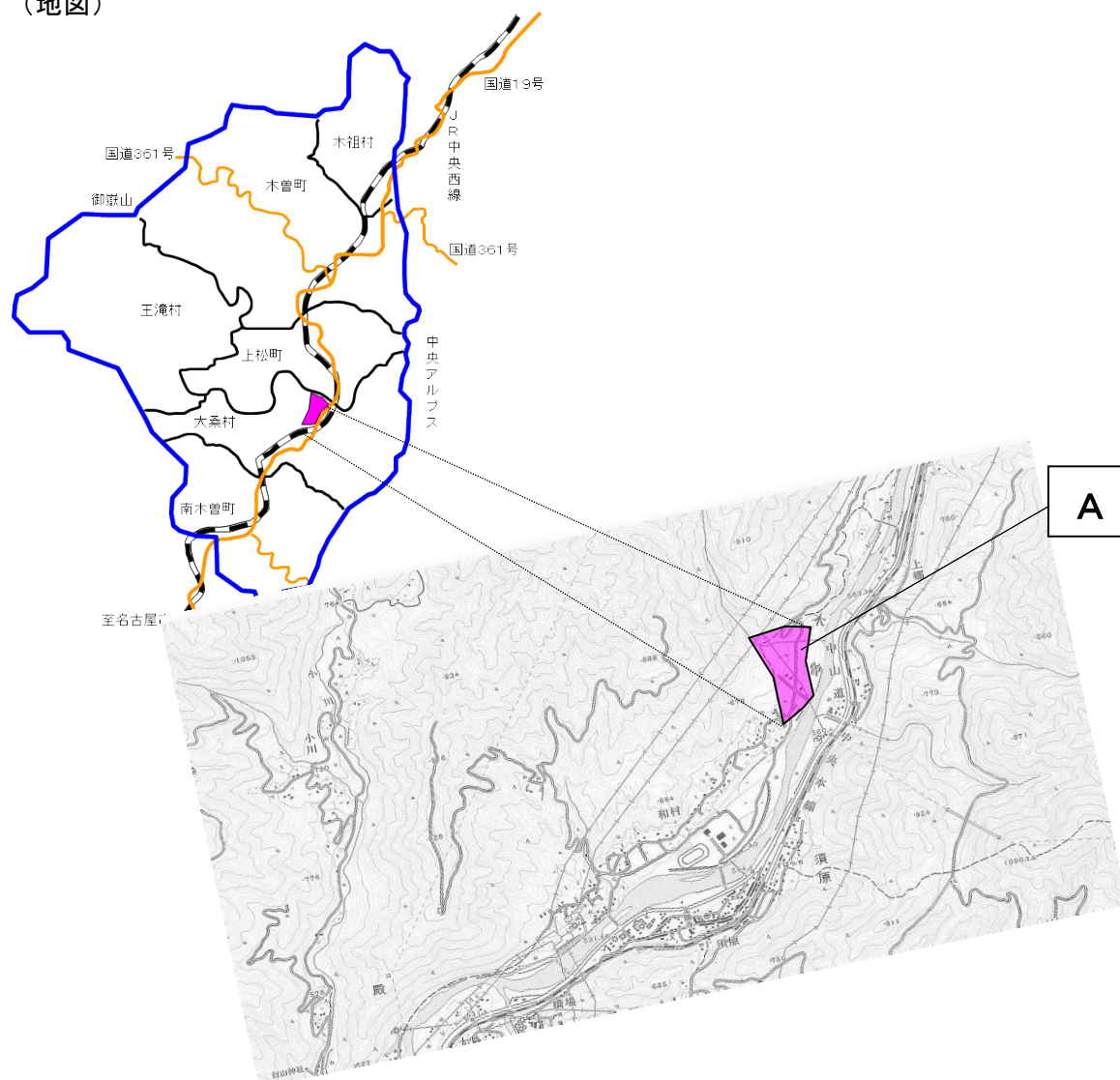
◆宅地

宅地については、快適で安全・安心な居住空間としての機能の一層の強化を図るとともに、定住人口の増加に向け、自然環境や農用地との調和に留意しつつ、適切な区域を選定して、良好な住宅用地の確保を図ります。

◆工業用地

産業活動の活性化に向け、環境の保全に配慮しつつ、工業用地の確保を図ります。

(地図)



(2) 重点促進区域を設定した理由

【重点促進区域 1】

本区域は、輸送用機械器具を中心とした成長ものづくり関連企業が集積しており、地域経済牽引事業を重点的に促進するのにふさわしい地域である。重点促進区域に設定し、工場立地法の特例を活用することとする。

(3) (重点促進市町村による) 工場立地特例対象区域の設定

大桑村大字殿

35-3、35-5、35-18、35-21、35-23、35-24、35-25、35-28、35-29、35-30、35-32、35-35、35-37、35-43、35-45、35-46、35-49、35-50、35-58、35-60、35-61、35-62、35-63、35-67、35-68、35-69、35-70、35-79、36、80-1、80-3

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ①加工組立関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野
- ②白菜、赤かぶ、牛肉等の特産物を活用した農林水産分野
- ③ICT関連産業の集積を活用した第4次産業革命分野
- ④御嶽山、妻籠宿等の観光資源を活用した観光・スポーツ・文化・まちづくり分野
- ⑤豊富な森林資源や木曽川の水資源等の自然環境を活用した環境・エネルギー分野
- ⑥地域の事業者が保有する木材加工技術を活用した木工・建築分野
- ⑦赤沢自然休養林等の自然環境を活用したヘルスケア・教育サービス分野

(2) 選定の理由

①加工組立関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野

本区域は、関東圏と中京圏の中間に位置し、特に中京圏とは隣接した地理的な条件であるため、中京圏の自動車関連企業向けの製品・部品をはじめとする輸送用機械器具、非鉄金属、金属製品、生産用機械器具、電子部品・デバイス、電子機械器具、情報通信機械器具等の業種の企業が立地している。これらの業種の製造品出荷額は約517億円で、全製造業の製造品出荷額の約82%を占めており、25社の企業が集積している。

特に、輸送用機械器具の製造業が占める割合は、県内の他地域と比べて高く、切削加工、鋳造鍛造加工、デバイス実装、プラスチック形成加工、金属プレス等の加工組立に関する高度な基盤技術が発達しており、これらを基軸とした自動車用製品・部品を供給している。

また、本区域の全産業の付加価値額に占める加工組立関連産業の割合は約3分の1であり、こうした企業が加工組立技術を活用して、IoTやAIの技術を搭載した製品・装置、自動運転シ

ステムやEV等の次世代自動車、最先端の情報通信機器といった先進的なものづくり分野への展開が期待できることから、県及び町村は、成長ものづくり分野を推進する。

②白菜、赤かぶ、牛肉等の特産物を活用した農林水産分野

本区域は、御嶽山、中央アルプス、木曽川に象徴される豊かな自然環境や水のもと、多種多様な農林水産物が生産され、それらを活用した加工食品が製造されている。

本区域の農業産出額は、約19億円で、野菜が37%、畜産が21%、米が20%、花卉その他が22%を占めており、県内の他の地域に比べて野菜や畜産の占める割合が高い。特用林産物の生産額は、約3億5,000万円で、主にしいたけ・ぶなしめじ等のきのこ、たけのこ・わらび等の山菜類が生産されている。特に、しいたけ・ぶなしめじの占める割合は、県内の他地域と比べて高い。

また、食料・飲料の製造品出荷額は、約33億円で、事業所数は製造業全体の2割を占めており、県内の他地域に比べてその割合が高い。

野菜では、年間を通じて昼夜の気温の寒暖差が大きいことや夏の冷涼な気候を活かして、白菜の栽培が盛んであり、御嶽はくさいのブランド名で全国に販売されている。その他、とうもろこしやそばの栽培が盛んで、そばを提供する店が地域内に40店舗ほど存在する。加えて、南北に長い本区域の気候を活かして、梅・いちごといった果実、お茶等の様々な農産物が生産されている。

また、本区域を代表する伝統食に、信州の伝統野菜である赤かぶのかぶ菜を塩を使わず乳酸菌で発酵させて漬け込むすんきがあり、そのすんきから分離した乳酸菌を活用して、ヨーグルトや豆乳等の関連商品が販売されている。すんきは、平成29年5月に地理的表示（GI）保護制度の登録を受け、地元の加工事業者などで構成される協議会が中心となって、地域ブランド製品として付加価値の向上を図っている。

畜産では、主に木曽牛をはじめとする和牛肥育素牛が生産されている。

花卉では、昼夜の気温の寒暖差を活かして、発色がよくきれいに咲くトルコギキョウやアルストロメリア等の栽培が盛んであり、生産量は長野県が全国一を誇る。

地域独自の商品として、朴の葉を使ったほおば巻、栗子餅、栗きんとん等の季節の菓子やそば粉を使用したそばまんじゅう、えごまやクルミの風味豊かな五平餅などが製造されている。その他、木曽の清流で養殖した虹鱒を加工したますのうの花漬や信州サーモン、溪流魚を扱った甘露煮や燻製など特色ある商品が製造されている。加えて、地元で栽培された酒米と水を使った日本酒やどぶろく、地ビールといった酒類・味噌などの発酵食品の製造も盛んである。

地域で生産された農林水産物とこれらを活用した加工食品は、原料から販売までの売上げのほとんどが地域の付加価値となるとともに、特産物は地域に人を呼び込む観光資源になることが期待されることから、県及び町村は、農林水産・加工食品分野を推進する。

③ICT関連産業の集積を活用した第4次産業革命分野

政府が進める働き方改革の中で、木曽町が中心となって、商工会やNPO法人、都市部の企業等を構成員とする「ITビジネス推進コンソーシアム」を設置し、テレワーク施設の整備や

I o T等を活用した産業振興を推進している。また、長野県と王滝村では、コワーキングスペースとなるテレワーク施設を整備して、I C T関連企業や人材の誘致を図っている。

現在、本区域に立地するI C T関連企業は5社で、テレワーク施設の整備で都市部のI C T関連企業の利用が増えることにより、I C T関連産業の集積が見込まれている。また、本区域には、①に記載のとおり、輸送用機械器具、非鉄金属、金属製品、生産用機械器具、電子部品・デバイス、電子機械器具、情報通信機械器具等の業種の企業が25社立地しており、製造品出荷額は、全製造業の製造品出荷額の約82%に当たる約517億円である。

こうした加工組立関連企業とI C T関連企業との連携により、I o TやA I、ビッグデータを活用した新たな事業の展開が期待されている。

具体的には、中山間地での高齢者の見守りや介助ロボットの試験導入、買い物支援での活用、自動運転システムの研究、観光客の動向解析への利用などを検討する企業や自治体があり、I o Tの地域展開が期待できることから、県及び町村は、第4次産業革命分野を推進する。

④御嶽山、妻籠宿等の観光資源を活用した観光・スポーツ・文化・まちづくり分野

本区域は、西に御嶽山、東に木曽駒ヶ岳等の中央アルプスに囲まれ、その間を南北に木曽川が流れており、寝覚の床や木曽川支流の阿寺溪谷、柿其溪谷等の景勝地を有する。また、赤沢自然休養林や油木美林、水木沢天然林等の森林や開田高原や木曽駒高原等の高原を有する自然豊かな地域である。こうした高低差のある地形を活かして、区域内には10箇所のキャンプ施設と4箇所のスキー場があり、登山、トレッキング、カヌー、ラフティング、マラソンレース、自転車レース等のスポーツイベントを開催している。

また、木曽川に沿うように中山道・木曽路が通り、妻籠宿をはじめとする宿場町の歴史的な文化財が数多く残る地域である。中山道・木曽路の歴史や文化・伝統を伝える27の郷土館・資料館があり、平成28年には、「木曽路はすべて山の中 ～山を守り山に生きる～」という独自の暮らしと文化・伝統を語るストーリーが、長野県で唯一文化庁から「日本遺産」に認定されている。ストーリーを構成する38の有形・無形の文化財群を活用して、街道ウォーキング等のイベントを通じて国内外に情報発信している。

本区域には、愛知県等の中京圏からの観光客や欧米からの外国人観光客が多く、平成28年の主要観光地の延べ利用者数は約221万人、観光消費額は約90億円である。

地域の自然や文化を体験できる観光プログラムとして、野菜作り等の農業体験や植林などの林業体験、すんき作りなどの郷土食体験、木のおもちゃ作りなどの木工体験やつる細工などの工芸体験、溪流釣りやカヌーツーリングなどの自然体験を実施している。

本区域には8つの観光ガイド団体があり、個人を含め50名程度の観光ガイドが活動している。観光協会やN P O、有志ボランティア等による観光ガイドは、郷土についての知識が深く、質の高い観光案内を提供している。区域内の観光施設のほか、観光体験プログラムを通じて幅広い観光ガイドを行っており、区域内の観光ガイドが連携して地域の自然・歴史・文化に関する知識を深め、外国人観光客等に対応した観光ガイドの育成を図っている。

このように、豊かな自然と歴史的な文化財、観光施設などを活用して、地域の事業者・団体等が連携することで、地域の付加価値と知名度の向上が期待できることから、県及び町村は、観光・スポーツ・文化・まちづくり分野を推進する。

⑤豊富な森林資源や木曽川の水資源等の自然環境を活用した環境・エネルギー分野

本区域は、総面積の93.4%が森林で、県平均の78%を大きく上回っており、森林面積は約14万4,000haにのぼる。また、西に御岳県立公園、東に中央アルプス県立公園の自然公園に囲まれ、標高差2,500mを超える急峻な地形であり、その間を流れる木曽川及びその支流は、豊かな水資源となって地域を潤している。

本区域は、古くから林業が盛んで、年間の木材の素材生産量は約9万m³であり、林業事業体が19社、薪やペレットの販売会社など木質バイオマス関連の事業者が7社存在する。木質バイオマスエネルギーの利用も盛んで、木質バイオマスの利用設備の導入や、木質バイオマスエネルギーによる発電施設を2町村で検討している。

また、区域内には小水力発電所が1基稼働している他、自然環境や景観に配慮した地熱や風力による再生可能エネルギーの導入を1村で検討している。

これらの取組は、本区域が古くから営んできた低炭素な暮らしと方向性が同じであるとともに、今後、再生可能エネルギー関連産業は需要が拡大する分野であると期待できることから、県及び町村は、環境・エネルギー分野を推進する。

⑥地域の事業者が保有する木材加工技術を活用した木工・建築分野

⑤に記載したとおり、本区域の森林面積は、約14万4,000haで、総面積の93.4%を占めている。現在、森林資源の成熟期にあり、間伐による森林整備が推進されているとともに、地域で生産される木材の利用拡大が図られている。

冷涼な木曽谷で育った木材は品質が高く、檜は高級建築材として流通している。また、本区域には72の建築事業者があり、特に、全国の寺院・神社の建築を手掛ける事業者が、他地域と比べて数多く存在する。

国産材は、生活様式や建築様式の変化により需要が先細りの状態であったが、近年、建築において国産材の価値が見直され、需要が回復しつつある。本区域の木曽川沿いや山間部に多く見られる木造建築の工法の一つに板倉工法がある。住宅壁材に横板を用いて壁塗りを行わない木造建築で、火に弱いというデメリットがあったが、防火構造化等の技術の進歩で従来より燃えにくい構造となっている。また、通常の木造住宅の2～3倍の木を使う工法であることから、住宅での普及促進を図っている。また、平成22年に施行された「公共建築物等の木材の利用の促進に関する法律」を受け、各自治体が公共施設などに国産材を積極的に使用している。

また、伝統的工芸品の経済産業大臣指定の南木曽ろくろ細工や長野県知事指定の蘭檜笠、お六櫛、木曽材木工芸品といった歴史を重ねた木工技術による工芸品が作り出されている。各自治体では、新生児・乳幼児向けに木の食器やおもちゃを提供するウッドスタート事業や、木と触れ合

う木育事業が盛んに行われている。こうした木工品等に対する需要が増えており、木材・木製品製造業と家具・装備品製造業の製造品出荷額は、平成27年度は前年度に比べ9%増加している。

現状では、職人の高齢化や成り手不足により、木工芸品の需要に対して供給が追いつかない状況にある一方、木工職人等を目指す者も少なくない。本地域には、林業や木工について学べる学校が存在し、森林環境科を有する木曽青峰高校や林業者を育成する長野県林業大学校、木工・木材造形の技能者を養成する長野県上松技術専門校で、林業や木材に関する高度な知識や技術を身に付けた者を毎年100名前後輩出している。

地域に長く根付く伝統工芸の技術や林業・木工に関わる人材を生かし、木を接点とした様々な企業との連携や商品開発により国内外の市場を開拓していくことは、地域の付加価値の向上が期待されることから、県及び町村は、木工・建築分野を推進する。

⑦赤沢自然休養林等の自然環境を活用したヘルスケア・教育サービス分野

本区域には、豊富な森林と水源地からの美しい水があり、豊かな自然が広がっている。こうした自然環境を活かして、医療や健康福祉の分野で、心身のリフレッシュや生活リズムを整える取組が行われている。

日本の森林浴発祥の地とされる赤沢自然休養林では、檜等の樹木の香り、清流のせせらぎ、野鳥のさえずり等による癒し効果を活用した森林セラピー、人間ドックと組み合わせたセラピードックを実施しており、年間約1,600名が参加している。また、開田高原では、温厚で人懐っこく癒し効果がある木曽馬を活用した健康ウォーキングなどのホースセラピー、サイクリング、スノーシューなどによるヘルスツーリズムを実施しており、年間約120名が参加している。

こうした取組みは、特定健診・健康診断・人間ドック等での生活改善や介護予防、メンタルヘルスに関する保健指導において、自然環境での滞在による心身の健康増進の効果が期待されている。また、県外に拠点を有する医療機関等が本区域に出張所等を展開することで、病院・介護施設内では提供が困難な生活リズムの改善や癒し効果が期待されている。

教育関係では、自然体験施設を活用して、子どもたちが自然の中で様々な体験活動や学びを行う自然体験学習を実施している。具体的には、キャンプ、スキー、カヌーといった野外活動の他、動植物や星の観察といった環境学習、自然物を使った工作や農作業・林業体験などを実施しており、年間約500名の子どもたちを受け入れている。また、幼児期の子供が自然の中で遊びや運動をすることを取り入れた保育を実施している。

こうした自然環境を医療や健康福祉、教育の現場に生かす取組みは、新たな需要として今後増大することが期待できることから、県及び町村は、ヘルスケア・教育サービス分野を推進する。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

地域の特性を生かして、地域経済牽引事業を支援していくためには、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備に当たっては、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や本地域にしかない強みを創出する。

また、地域の事業者等へ基本計画の内容を周知し、地域経済牽引事業の促進を図る。

(2) 制度の整備に関する事項

①不動産取得税、固定資産税の減免措置の創設

活発な設備投資が実施されるよう一定の要件を課した上で、不動産取得税、固定資産税の減免措置に関する条例の制定、又は現行の条例の活用について検討する。

②地方創生関係施策

平成30年度～令和5年度の地方創生推進交付金の活用を視野に入れながら、自動車産業・電機電子産業等の成長ものづくり分野、野菜・牛肉等の特産物や加工食品の農林水産畜産分野、I・O・T・A・I技術を保有するICT関連産業の第4次産業革命分野、観光施設等を活用した観光・スポーツ・文化・まちづくり分野、木質バイオマスエネルギー等の利用施設・設備の環境・エネルギー分野、住宅・公共施設等での木材需要の拡大を図る木工・建築分野、健康増進や自然体験学習を推進するヘルスケア・福祉・教育サービス分野において、設備投資による事業環境の整備や販路開拓、人材育成等の支援を行っていく。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

①産業用地情報の公開

地域の産業用地情報については、自治体のホームページで公表し、必要な人が必要な時に閲覧できる環境を整備する。

②公設試験研究機関等が有する研究成果や知的財産等の情報提供

地域企業の技術力向上のため、公設試験研究機関等が保有し資料として開示している情報を随時提供するとともに、その活用方法について助言を行う。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

事業環境整備の提案を受けた場合は、長野県木曽地域振興局内に相談窓口を設置するとともに、長野県庁、区域内の町村、木曽広域連合と連携して対応する。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

①企業立地に関する支援

長野県の県外事務所（東京、名古屋、大阪）に駐在している企業立地推進員と連携し、企業立地に関する支援策について積極的に情報提供するとともに、活発な設備投資が実施されるよう、用地や建物、償却資産の取得等に関して、関係機関と連携して事業環境の整備を推進する。

②人材育成・確保に関する支援

木曽公共職業安定所と区域内の自治体等で構成される「木曽地区雇用対策推進協議会」を主体に、求職者と区域内企業との就職面接会や、高校生に区域内企業を知ってもらう職場見学会を開催する。また、求職者の年齢、職種、賃金等による労働力需給のミスマッチがないよう情報共有を図り、企業の人材の確保に努める。

また、長野県上松技術専門校と長野県林業大学校での木工・林業に関わる人材の育成カリキュラム、木曽ものづくりの会が実施する在職者の技術向上のためのスキルアップ講座などの研修会をさらに充実させ、在職者や将来の地域産業を担う人材の育成を推進する。

③インフラの整備

産業団地等にアクセスする県道の整備促進を図る。その際、他県と連携してさらなる産業振興の活性化を図るため、広域的な地域活性化基盤整備計画と連携しながら整備を行う。

（６）実施スケジュール

取組事項	平成29年度 （初年度）	平成30年度	令和元年度～令和5 年度（最終年）
【制度の整備】			
①不動産取得税、固定資産税の 減免措置の創設	制度検討	制度創設	運用
②地方創生関係施策		交付金の活用	交付金の活用
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
①産業用地情報の公開	調整・整備	運用	運用
②公設試験研究機関が有する研 究成果や知的財産等の情報提供	調整・整備	運用	運用
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
①事業提案への対応	運用	運用	運用
【その他】			
①企業立地に関する支援	体制の整備	運用	運用
②人材育成・確保に関する支援	体制の整備	運用	運用
③インフラの整備	事業調整・調査等	計画・協議	事業化

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域経済牽引事業の促進に当たっては、区域内の自治体、長野県、商工会、木曽広域連合及び産業界が一体となって、長野県工業技術総合センター、公益財団法人長野県中小企業振興センター、公益財団法人長野県テクノ財団、株式会社日本政策金融公庫などの支援機関や金融機関、長野県上松技術専門校、長野県林業大学校などの教育機関と連携して支援を行う。個々の対応については、事業者の要望に沿いながら必要に応じて支援計画を作成し支援を行う。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①長野県工業技術総合センター

県内の製造業の技術支援機関として、依頼試験、機器貸付、技術相談、共同研究、人材育成等を行い、企業の技術的課題の解決や技術開発を支援している。県下4か所に、材料技術部門（長野市）、食品技術部門（長野市）、環境・情報技術部門（松本市）及び精密・電子・航空技術部門（岡谷市）の4つの技術部門が設置され、各分野に特化した試験研究設備が整備されている。

材料技術部門では、工業材料の分析・評価をはじめ、無機材料技術、高分子材料技術、金属材料技術、新金属ナノテク応用複合材料技術、CAEによる設計支援技術、製品の性能・信頼性評価等の技術支援を行う。

食品技術部門では、発酵技術、食品加工技術、食品の美味しさ評価技術、食品成分分析・機能性評価技術等の支援を行う。加えて、「しあわせ信州食品開発センター」において、あらゆる食品の試作加工を行うなど新しい食品づくりを支援する。

環境・情報技術部門では、低環境負荷を実現する製造技術、人間生活工学に基づく技術支援（生体計測・デザイン支援・感性・繊維・木工等）のほか、地域資源を活用した高付加価値製品の開発を構想・企画段階から商品化に至るまで一貫して支援を行う。

精密・電子・航空技術部門では、精密測定技術、光学測定技術、精密・微細加工技術、表面処理技術、薄膜技術、電子技術、通信技術、航空機産業支援技術等の支援を行う。

また、各部門間の連携・調整や産学官連携のコーディネート等を行う技術連携部門（長野市）があり、技術支援等に対する総合的なワンストップサービスを提供している。

②公益財団法人長野県中小企業振興センター

県内企業のマーケティング力の強化や経営革新・経営基盤強化・創業を支援するワンストップサービス機関として、関係機関と連携し、新分野進出・技術開発・販路開拓等の支援を行っている。

具体的には、創業及び経営革新の支援に関する事業、商品開発及び販路開拓支援に関する事業、地域産業の活性化支援に関する事業、中小企業の経営に必要な情報収集提供に関する事業、中小企業の再生支援に関する事業、中小企業の事業引継ぎ支援に関する事業など、企業の経営課題解決のための各種支援を行っている。

③公益財団法人長野県テクノ財団

技術革新による地域産業の高度化と産業創出の促進を目的に、産学官交流、新産業創出支援、共同研究等推進、人材育成等に関わる支援事業を行っている。大学等のシーズ情報や、企業間の共同研究・共同受注の場作りなど、地域の製造業支援に不可欠な役割を果たしている。本区域を支援対象として活動している「アルプスハイランド地域センター」を含め、県内5ヶ所に拠点を有する。

④長野県上松技術専門校

県内の産業界の人材を育成する教育機関として、木工・木材造形技能者を養成することを目的とした職業訓練を行うほか、長野県産業人材カレッジによるスキルアップ講座を実施して、県内企業人材の技術・技能等に関するスキルの向上を支援している。

⑤長野県林業大学校

森林・林業に関する知識・技術を身に付けた人材を育成し、本区域の林業事業者等に人材を輩出している。

⑥株式会社日本政策金融公庫

創業や新事業展開、事業承継といった中小企業者に関する経営全般の相談及び融資による支援を行う。

⑦長野県商工会連合会木曽支部

本区域の経済団体として、地域づくりや商工業の振興・発展を目的とした5ヶ所の商工会からなる組織で、小規模事業者に対する各種講演・講習会の開催や税務・経理・創業・事業継承支援などの経営相談などの幅広いニーズに対応し、経営能率の向上に資する人材の育成支援などを行っている。

⑧木曽ものづくりの会

昭和58年に木曽郡内及び隣接する塩尻市旧檜川村地域の製造業者が中心となって設立した団体であり、県内企業をはじめ区域外の企業との交流・連携を図っている。

また、地域の若手社員を対象とした次世代の経営を担うリーダーの育成研修やものづくり技術の講座などを開催し、地域の企業ニーズに応じた人材育成を推進している。

さらに、区域内及び近隣区域の高校生や大学生等に、地域の企業を知ってもらう見学会やインターンシップ等を実施して、人材の確保に努めている。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

新規開発を行う場合は、周辺土地利用を鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないよう配慮し、環境関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行い、事業活動に伴い生じる環境保全上の問題に配慮しつつ、地域社会との調和を図っていくものとする。

特に大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、事業活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、企業・行政が連携して住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求めていく。

また、廃棄物の軽減・リサイクルの積極的な推進や自然エネルギーの利活用等の温暖化対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりのための広報啓発活動を推進し、地域における環境等に対する規範意識の向上を目指す。

なお、本計画は公園計画との整合を図り、長野県環境部との調整を行ったうえで策定したものである。また、環境保全上重要な地域内での整備の実施に当たって、直接或いは間接的に影響を与えるおそれがある場合は、長野県環境部と十分調整を図りつつ、専門家の指導・助言を踏まえて、それらの保全が図られるよう十分配慮して行う。

(2) 安全な住民生活の保全

地域の安全と平穏の確保は、環境保全と同様、地域の発展にとって欠かすことのできない要素である。犯罪及び事故のない安全で安心して暮らせる地域社会をつくるため、犯罪・事故の発生防止に向けた啓発などにより住民一人ひとりの防犯意識を高めるとともに、警察、学校、住民、企業の積極的な連携のもと、より一層、地域ぐるみの体制強化を図っていく。

本地域は特に谷あいであるため、住民生活とともに企業の事業活動の安定のため、治水対策、地滑り、治山対策、砂防等水害、土砂災害の予防対策、住民の防災意識の啓発など災害に強い地域づくりを推進するとともに、犯罪及び事故防止のため、住民の理解を得ながら以下のような取り組みについても推進する。

- ・企業の事業所付近、特に車両出入口、交差点等にミラーの設置、警備員の配置等求めていく。
- ・交通事故防止等のため、ガードレール設置、街路灯の設置、歩道の確保など、交通安全対策を進めていく。
- ・冬期間、山間部の道路凍結による事故を防ぐため、除雪、凍結防止に努める。
- ・地域の安全活動を推進するため、警察、自治体、防犯協会等関係機関と連携し、地域住民等が行う防犯ボランティア活動等に参加するほか、活動に必要な物品、場所等を提供するなどの支援・協力を努める。
- ・犯罪又は事故発生時における警察への連絡体制を整備する。
- ・防犯意識向上の啓発及び防犯カメラや防犯性の高い施錠等防犯設備の充実を求めていく。
- ・犯罪が起きにくい防犯性の高い道路、公園等の整備普及を図る。

(3) その他

①PDCA体制の整備

区域内の自治体、長野県、商工会、木曽広域連合、木曽ものづくりの会、木曽農業協同組合、木曽木材工業協同組合、木曽観光連盟を構成員とする木曽地域経済牽引事業促進協議会を毎年開催して、基本計画と承認事業計画に関するレビューを実施する。その結果に基づいて、基本計画の効果の検証を行い、必要に応じて基本計画の見直しについて協議する。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

(1) 総論

(農用地及び市街化調整区域の範囲)

該当なし

(2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

該当なし

(3) 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

本促進区域内には、市街化調整区域は存在しない。

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から令和5年度末日又は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第47号）附則第7条第1項に基づき地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて変更された地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針（以下「新基本方針」という。）に基づいて、令和5年度末日までに改めて基本計画（以下「新基本計画」という。）を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。

（新基本方針に基づいて新基本計画を令和5年度中に作成する予定である。そのため、令和5年度をその準備期間として位置づけ、計画期間を令和5年度末日、又は、新基本方針に基づいて、令和5年度末日までに改めて新基本計画を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。）